身体拘束等の適正化のための指針

つなぐ　訪問介護事業所

1　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。訪問介護事業所つなぐ（以下、当事業所という）では利用者の人権を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護の実施に努める。

⑴「サービスの提供にあたっては利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他に利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

⑵ 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにＹ字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2　身体拘束適正化検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項

身体拘束等の適正化への組織的対応を図ることを目的に、次の通り身体拘束適正化委員会を設置するとともに、身体拘束等の適正化に関する担当者等を定めるなど必要な措置を講ずる。なお、委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。また、取り扱う事項によっては、他の委員会又は会議と相互に関係が深い場合には、一体的に開催する場合がある。

⑴ 身体拘束適正化検討委員会

① 委員会の委員長は、竹中寛朗とする。
② 委員会の委員は、實歳隆平とする。
③ 委員会は、年１回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。なお、身体拘束等が発生した場合は、臨時的に委員会を招集することができる。
④ 必要に応じて第三者委員会や苦情相談委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。

⑵ 委員会の審議事項等

① 身体拘束適正化検討委員会の組織に関すること
② 身体拘束適正化のための指針の整備に関すること
③ 身体拘束適正化のための職員の研修の内容に関すること
④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
⑤ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

⑴ 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を年１回以上開催し、身体拘束適正化に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するとともに、この指針に基づき身体拘束等の適正化の徹底を図る。

⑵ 職員の新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化のための研修を行うこととする。

⑶ 研修の実施内容については、研修資料や出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4 身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

⑴ 利用者個々の身体状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体的拘束を行わないケアを提供することが原則である。例外的に以下の３つの要素を満たす状態にある場合は必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

① 切迫性 ：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい。 ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。 ③ 一時性 ：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

⑵ 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの開催
各関係部署が集まり、拘束による心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、例外３原則（切迫性・非代替性・一時性）の 3 要件全てを満たしているかどうかについて検討する。

② 利用者や家族に対しての説明と同意
身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間また時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。

③ 身体拘束の実施
※在宅で出られないように外から施錠されている等、発見した時は、事業者、本人、家族だけで話しあおうとせず、まずは地域包括センターや行政に相談する。身体状況を勘案し、例外３原則に当てははまるかどうか検討する。身体拘束に至るまでの過程、例外３原則に当てはまる根拠について記録に残す。

④ 記録と再検討
拘束時の対応内容および時間・日々の心身の状況等の観察、やむを得ない理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、随時検討する。

⑤ 身体的拘束の解除

実施記録と身体拘束適正化検討委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は家族等に報告する。

５　身体拘束適正化に関する指針の閲覧に関する基本方針

職員等が本指針を自由に閲覧できる場所に設置するとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族や関係者等が自由に閲覧をできるように配慮する。

６　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

３に定める研修の他、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会、研修機関等により提供される権利擁護及び身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図っていく。

７　記録の保管

身体拘束適正化検討委員会の審議内容等、事業所内における身体拘束等の適正化に関する諸記録は５年間保管する。

附則

この指針は、令和　４年　４月　１日より施行する。